



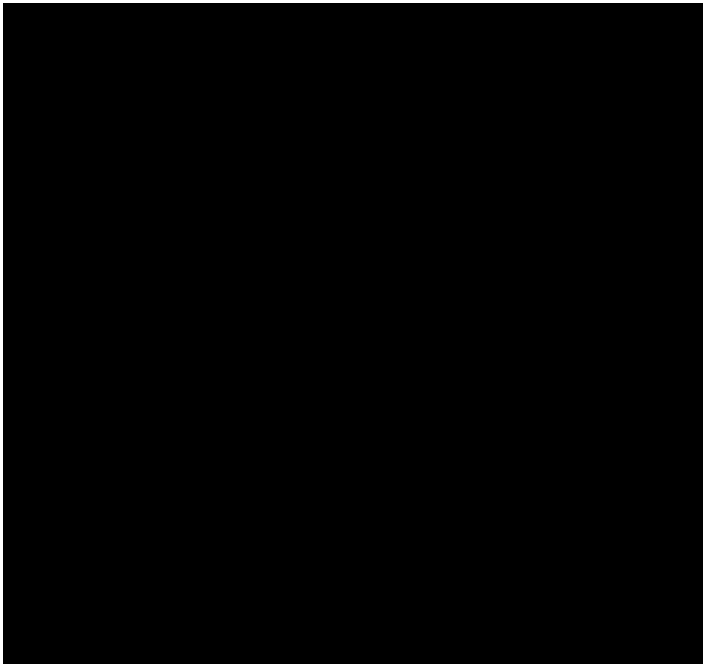
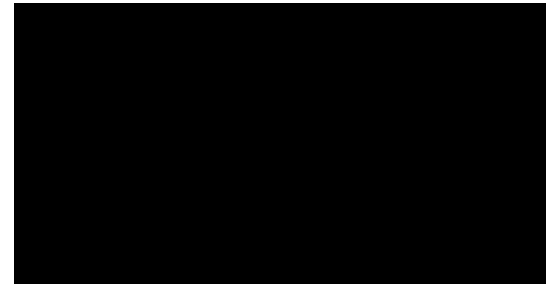
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 田島誠一

分類

既存採択団体

法人番号

8011005003327

団体コード

申請団体の住所

東京都大田区大森北二丁目3番15号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム内での活動等を行う。
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報						
申請団体	資金分配団体					
資金分配団体	事業名（主）	ダイバーシティと働くの推進事業				
	事業名（副）					
	団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	コンソーシアムの有無	なし		
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業				
事業の種類2						
事業の種類3						
事業の種類4						

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	⑨ その他	
○	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	○ ④ 働くことが困難な人への支援	
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
	⑥女性の経済的自立への支援	
	⑨ その他	
	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
	⑨ その他	
	その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	現在の障害者雇用は福祉的就労かもしれないが従業員50人以上の中小企業もしくは大企業が雇用をしている。地域の小規模事業所や中小企業が障がいのある方、病気のかた等がその個性を活かし働くことができるようにする。また、障害児を持つ親、不登校の親などが雇用できるような事業体を発掘し、支援していく。
_8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	発達障害の若者は臨機応援な業務への対応はできないが、決められた手順にしたがってなら丁寧な仕事ができる。地域の多彩な事業体の中から若者にあった仕事を探し、雇用をしながら訓練していく。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	168/200字
サードセクター組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい(つなぐ)、経営力を高め(伸ばす)、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、我が国が直面する様々な社会的課題の解決に向けて、サードセクターをはじめ、企業セクターならびに行政セクターが、各々適切な役割を果たす多元的な社会を実現する。	
(2)団体の概要・活動・業務	191/200字
①つなぐ事業：サードセクター組織の経営者同士が経営課題を話し合う相互援助の場と機会を提供する。 ②伸ばす事業：各種講座・セミナーの開催を通じてサードセクター組織の経営力を向上し、コンサルタントの養成・派遣により次世代の経営者層を育成する。 ③提言事業：サードセクター組織の経営者集団としての立場から各種調査研究活動を実施し、政府・行政や企業、社会に対する提言活動を行う。	

II.事業概要				国外活動の有無		－		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	関東圏（東京都、神奈川 県、埼玉県、千葉県） 愛知県、三重県				なし	
直接的対象グループ	自立的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働くことができる事業体とそこで働く就労困難者					(人数)		10人×8事業所＝80人			
最終受益者	障害者で求職中の方の数（労働局）、困難者で就労希望者の数、引きこもり等の数、難病者の数（厚労省）、シングルママの求職者が数（厚労省）					(人数)		1614万人			
事業概要	障がい者のある方で一般就労に移行できない方、ニート、障害児や不登校の親、ひとり親などが、地域で働けるようにする。一人ひとりの事情に寄り添い、心のケアをしながら、なおかつ働く時間や在宅ワークなどの工夫もおこなっていく。ソーシャルファームの実践においては、「共に生き、共につくる」姿勢が重要であり、事業の持続性を高め、その影響力を最大化に向けて、地域の巻き込みが重要である。地域住民・自治体・団体との対話を通じて、地域の課題や資源を丁寧に把握し、共通の目的意識を育む。農業・空き家・地元商店街など地域資源と連携した活動を展開し、地域課題の解決と働く機会の創出を両立させる。活動の見える化にも注力し、情報発信やイベントを通じて地域住民の理解と共感を得る。ボランティアや協会の仕組みを導入し、住民が継続的に関われる環境を整備。学校や企業との協働も取り入れ、地域ぐるみで支え合う仕組みを目指す。活動は一方的な支援ではなく、「地域と共に育つ場」として信頼関係を重視し、持続可能な取り組みへと発展させる。地域活動では、「リビングラボ（Living Lab）」の考え方を取り入れ、地域住民や多様な主体と共に課題解決に取り組む共創型の姿勢を重視する。六次産業化や、地域の事業協同組合設立なども視野にいれる。東京都のソーシャルファーム条例を参考に実行団体とともに行政に提言活動を行っている。										
593/600字											

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	973/1000字
障害者で求職中の方の382,115人（厚生労働省 2022）、引きこもりは146万人（内閣府）、難病者は98万人でそのうち63％が就労世代（厚労省 2016）、シングルママの求職者が89,667人（厚労省） いると推定される。福祉的な教育現場でのトレーニングと一般就労では、まだまだ大きな差がある。これらの障害者や軽度の障害者を含む就労困難者を放置しておくとは将来の可能性を失ってしまう。丁寧にひとり一人の個性や特性、環境に即した能力開発を行い、就職先の選択肢があれば、社会復帰が期待できる。厚生労働省の発表によると、精神障がい者の職場定着率は約49％と低い。継続的な就業が困難な理由に「職場でのコミュニケーションや人間関係」「仕事が合わなかった」「体力意欲が続かなかった」「症状が悪化した」など、「仕事と健康管理（状態）」に関する理由が挙げられている。いかにして、就職後も安定的にかつ戦力的に働くことができるのかが、障がいの者の就労・雇用業界における重要な課題である。これは障害者だけでなく、ニート、ひとり親、難病患者、障害児や不登校の親等にも共通する課題である。就労困難者は精神的に不安定な場合が多く、心に寄り添ったケアが必要である。地域若者サポートステーション（通称サポステ）は、「働く」への一歩を踏み出した15歳～49歳までの現在仕事をしていない人の「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップしている。治療と仕事を両立できる取り組みがある事業所の割合は、1,000人以上規模の企業で97.2％であるが、規模が小さくなるにつれその割合は下がり、30～49人の企業では62.6％、10～29人の企業では55.4％となっている。厚生労働省は病気の治療と仕事の両立支援に取り組むことを、企業の努力義務としている。就労困難者に関しては、それぞれの就労困難にたいし、施策はあるが、地域で受け入れることができる事業体を増やすことが重要である。東京都のソーシャルファーム認定企業に関しては、認定の困難さから就労困難者の多くは障がいの者である。認定基準について民間で実証して行く必要がある。このまま就労困難者に対し、福祉的な対症療法を続けると、政府・行政の各扶助費を圧迫する。地域で就労困難者を雇用できる事業体を増やす必要がある。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
心身に障害のある者(障害者)などは「就職困難者」とされ、それ以外の者よりも長い期間、基本手当(失業給付)を受給できるなどの優遇措置がある。障がいの者に対しては障害者総合支援法に基づき、就労移行支援、就労継続支援B型、就労継続支援A型の制度があるが一般就労との間には開きがある。ニートに関しては、地域若者サポートステーション、ジョブカフェなどの支援機関があり、雇用に関しても助成金もあるが、定着率が低い。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	144/200字
福祉的就労制度を使わないで障がいの者を雇用する事業体の起業支援、経営支援を行っている。福祉的就労支援をおこなう事業体の支援も実績としてある。ニート、不登校、ひとり親などの支援をおこなっているNPO等を支援してきている。ソーシャルファームセミナーや勉強会を開催し、啓発活動を行っている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	180/200字
就労困難者をサポートする施策は多くあるが、受け入れる事業体を地域で増やしていくという取り組みが少ない。地域で多様な就労困難者を雇用できる事業体を増やすことで、就労困難者が身近な地域で地域のひととともに働くことができる。その必要性和意義を広く発信しながら、就労困難者を雇用できるNPO等をを増やしていく。モデル事業を展開し、政府や、都道府県に提言活動を行っていく。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
地域で「共にいき、共に働く」気運が高まり、障がいの者、ニート、ひとり親、障害児や不登校のこどもの親、療養中の方が地域でそれぞれの特性を活かしていきがいを持って、地域で働くことができる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
就労困難者が個性や特性、好きなことを活かし、仲間とともに就労できるように自ら経験やスキルを向上させている		自らの経験やスキルが活かされていると 思っている就労困難者の数		0			
ソーシャルファーム内に就労困難者の心のケアや好きなこと、得意なことができるように伴走支援できる人が育っている		伴走支援者の数		0			
地域のNPO等が好事例を参考に就労困難者のよさを活かせる職場環境をつくり雇用し、就労困難者が自立できるだけの賃金を支払っている		各実行団体の就労困難者への基本給の額		0			
住民・行政・企業・NPOなどがソーシャルファーム活動に参加したり商品サービスを購入したりしている		リビングラボ参加者数 ソーシャルファームへのボランティア登録数		0			

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
住民・行政・企業・NPOなどが実行団体が開催するリビングラボに参加し、地域ぐるみで「共にいき、共に働く」仕組みが必要であることを理解している。		リビングラボ参加者で地域ぐるみで「共にいき、共に働く」仕組みが必要であることを理解している数	0				
就労困難者に給料を支払うことができる経営状況となっている。		資金繰り表 損益計算書	初期値は調査				
実行団体の伴走支援者が就労困難者の心のケアや寄り添い、得意なことや経験を引き出すサポートができています。		伴走支援者の数 適切なサポートをうけていると思っている就労困難者の数	0				
出口戦略ができています。		出口戦略の数	0				
ガバナンス・コンプライアンス体制が構築できています。		ガバナンス・コンプライアンスが重要だと思っている理事の数	初期値は調査				
事業設計図が作成され、ブラッシュアップを行い、PDCAサイクルに紐づけて活用することができています。		事業設計図のブラッシュアップ回数	0				

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
実行団体が想定する就労困難者に対し、就労支援の関係機関に働きかけ、就職説明会や体験会を行う。		46/200字
実行団体が就労困難者に対し、定期的にステップアップ研修を行う。ターゲットが同じ実行団体があれば、協力して開催してもよい。ターゲットの就労支援に関する専門家を講師に招いて行う。	2026年1月～3月	87/200字
実行団体が伴走支援者に対し、行政や民間組織が開催する研修会を案内し研修をうけていただく。実行団体が独自のプログラムを持っている場合はそれを活用頂く。また、Jacevoが専門家と相談し、オンラインで開催する伴走支援者のための研修にも参加していただく。またjacevoが提供する伴走支援者の交流会に参加し、現場の課題や工夫を共有していく。	2026年4月から2026年3月	166/200字
就労困難者に給与を支払いことができるように、実行団体が実施する事業に関し、売上をあげるために、「売れる仕組みづくり」を確立し、さらに「儲かる仕組みづくり」「お客様の喜んでいただける仕組みづくり」を確立していく。	2026年4月～2028年12月	105/200字
住民・行政・企業・NPOなど向けにソーシャルファームの意義や意味、好事例の紹介するセミナーや見学会を開催する。	2026年4月～2028年12月	55/200字
住民・行政・企業・NPOなどにソーシャルファームでの就労困難者の活動の様子を知らせる情報を届ける。情報誌の作成、SNSの活用、ユーチューブの配信など実行団体の得意で効果的な方法で発信していく。必要に応じ、ITアドバイザーの支援をうける。	2025年10月から2029年2月	118/200字
実際の生活の場を舞台に、住民・行政・企業・NPOなどが協働してアイデアを試行・実証しながら、新たな価値を創出していくリビングラボを行う。	2026年9月から2028年12月	68/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援		時期	
実行団体がリビングラボを実施できるように研修会を開催する。地域にあったやりかたをしていくために、集合の研修会のあとに伴走支援においてリビングラボのサポートをしていく。 (担当PC■■■■■)		2026年1月から2028年12月	94/200字
就労困難者に給料を支払うことができる経営状況となるための経営支援を行う。(担当PC■■■■■ 中小企業診断士、藤岡喜美子、東京都創業サポート事業アドバイザー)		2026年1月から2029年2月	78/200字
就労困難者に対し、伴走支援を行う人への研修を行う。東京都ソーシャルファーム認定事業所株式会社アブローズの■■■■■氏、三重県の障害者就労支援のアドバイザーを務める■■■■■氏、アートとケアの視点から、障がい者とともに多彩なアートプロジェクトを実施している。一般財団法人たんぼの家の協力の元、カリキュラムを作成し、研修を実施する。研修の内容は記録をとり、今後も活用していく。		2026年1月から2028年12月	188/200字
休眠預金事業期間終了後の就労困難者が就労できるような出口戦略の支援を行う。例えば農業、水産業、林業であれば六次産業化、また地域で就労困難者を雇用するために地域の事業体による事業共同組合の設立準備、行政へのアドボカシー活動、また、ファンドレイジング寄付に矮小化しない資金調達をサポートを行う。事務局体制については、事務局員に対する会計、労務の研修を実施する。		2026年1月から2028年12月	178/200字
寄付を集めたり、行政からの委託事業者になるためにもガバナンス・コンプライアンス体制構築支援を行う。JACEVOの設立時代表の■■■■■や、非営利組織評価センターの協力にて、NPO等に組織規模にあわせた奇蹄類の作成や体制をつくっていく。		2026年1月～2029年1月	116/200字
事前説明会と同時に、事業設計図作成セミナーを行い、事業設計図はエントリースートとする。採択後早い段階でさらに事業設計図作成の研修とブラッシュアップを行い指標を設定する。1年半事業を実施したあとに中間評価を行い事業の改善点を協議する。さらに1年半後の指標の趨勢において事業の成果を分析する。休眠預金の事業期間内にPDCAサイクルにどのように紐づけていくかをレクチャーしていく。		2025年10月～2029年2月	188/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	関東圏と愛知県、三重県のNPOセンターと連携し、ソーシャルファームセミナーを開催し、その必要性と効果を発信する。当法人のメルマガ、全国NPOセンターのメーリングリストにて広報を行う。新聞社に休眠預金を活用して、本気のソーシャルファーム応援をおこなうことをニュースリリースし、取材をお願いし、実行団体募集の掲載をしていただく。	162/200字
連携・対話戦略	西武信用金庫、桑名三重信用金庫、尾西信用金庫、城南信用金庫（全国よいお仕事ネットワーク事務局）と連携し、案件を開拓したり、経営支援の協力をお願いする。 成果報告会を開催し、研究者、福祉関係の専門家などに発信する。 ソーシャルファーム事例集を作成し、政府・行政商工会議所・NPOセンターなどに配布する。	150/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本事業と並行し、事業の実施期間内に於いて以下の取り組みを実施する。①公益法人としての特徴・優位性を活かし、地域課題の一体的な解決に向けた特定事業目的の基金を設置し、志ある資金を募る。②創出する新規事業のうち、特に大きな社会的インパクトを生み出すことが期待できる事業については、本事業の実施期間内であるか否かに関わらず、そのソーシャル・フランチャイズ化を支援する。（クラフトビールの醸造、三重県の特定非営利活動法人あいあいの家のような4割は働くことに困難を抱える人を雇用できている事例、愛知県日進市における、多様な事業体での多彩な業務を提供するフレーム等）地域の信用金庫、信用組合と連携し、融資のサポートを行う。	305/400字
実行団体	リビングラボにより、地域のボランティアの登録を増やし、就労困難者をサポートしてくれる地域人材の協定会等の設立を目指す。社会的信頼を得るためにガバナンス・コンプライアンス体制を強化し、積極的な情報発信を行う、商品・サービスに価値を就労困難者を雇用しているという社会的価値を付加することで売上増加を見込む。ソーシャルファームの取り組みを全国に発信し、相乗効果で組織の基盤を強化していく。政府、行政に対し、実績や成果を見える化し、支援の仕組みについて提言していく。	229/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	286/800字
2010年～2011年、内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援金交付 147社（交付額：263,000,000円）内就労困難者を支援しているNPO等 5社 2012年 復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 63社(交付額：157,500,000円)内就労困難者を支援しているNPO等 11社 2020年 休眠預金 新型コロナウイルス対応支援助成事業 12社（交付額25,500,000円）内就労困難者を支援しているNPO等 3社 2022年 休眠預金 多角的福祉サービスを創出する事業体支援事業 6社（交付額85,000,000円）内就労困難者を支援しているNPO等 3社	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	693/800字
1) 案件を発掘・形成するための調査研究に関する実績：有り ・経済産業研究所「官民関係の自由主義的改革とサードセクターの再構築に関する調査研究」（2015年～2018年）・経済産業研究所「官民関係の自由主義的改革とサードセクターの再構築に関する調査研究」（2013年～2015年）・経済産業研究所「日本におけるサードセクターの経営実態と公共サービス改革に関する調査研究」（2011年～2013年）・経済産業研究所「日本におけるサードセクターの全体像とその経営実態に関する調査研究」（2010年～2011年） (2) 他のセクター・団体・企業等との連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等：有り ・埼玉県「平成23年度埼玉県NPO等人材開発支援事業」（2011年）・岩手県「被災者のコミュニティ形成支援と地域産業である農業の新展開プロジェクト」（2012年）・宮城県「NPO等の経営力強化プロジェクト業務」（2012年）・熊本県「NPO等のマネージメント能力向上支援事業」（2012年～2019年）・中小企業庁「地域創業促進支援事業」（2014年～2015年）全国7か所・東京都インキュベーション施設に於けるインキュベーションマネージャー業務（2016年～現在）・東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」に於けるアドバイザー業務（2017年～）融資サポートと決定後5年間のハンズオン支援を行う。・城南信用金庫と連携し創業支援を行う。全国よい仕事おこしネットワーク事務局と連携しビジネスマッチングを行う。ソーシャルファームセミナー開催と意見交換（2022年、2023年）	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6～10団体	
(2)実行団体のイメージ	現在就労移行支援、就労継続支援B型、A型を実施しているNPO等で一般就労への意向が困難であると考えているNPO、放課後児童ディサービスを実施していて、卒業後の就労の機会提供に取り組もうと考えているNPO等 若者支援、ひとり親支援、不登校児の支援、療養しながら働く人の支援などを行っているNPO等で、経済的自立が重要だと思い、これまで模索しているNPO等	175/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1000万～1600万	11/200字
(4)案件発掘の工夫	関東圏、愛知県、岐阜県の社会福祉協議会への協力依頼、信用金庫などへの協力依頼、NPOセンターへの告知 キックオフセミナーと同時にマスコミなどに日本では東京都をのぞいて本格的なソーシャルファームのNPO等への支援であることを発信。NPOは対価がえにくい活動をしているので、有期雇用でない常勤職員を雇用することは困難であるので、一般企業で就労できない事情の方が就労の相談にすることが多い。本格的にソーシャルファーム企業になりたいNPO等を募集する。	222/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等

・実施体制・・・内部7名、外部1名

・マネジメント体制・・・事業部長事業統括1名

・経理体制・・・経理主担1名、補佐1名

・PO体制・・・PO主担（公募、評価、政府・行政との関係）1名、PO副担（実行団体の伴走支援、リビングラボ、評価、関東圏担当）1名、PO副担（実行団体の伴走支援、経営支援、愛知県三重県担当）1名、副担はそれぞれの専門性については、別の担当者の地域においても担当する）PO補助（清算）

・評価体制・・・名古屋大学名誉教授後房雄、関西学院大学名誉教授計2名

※経理は、団体経理5年の経験を有す。休眠預金事業担当実績あり

(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定

※資金分配団体用

人数	内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
4	新規採用人数 (予定も含む)	2	名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
		既存PO人数	2	名	予定あり(詳細は右記のとおり)

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制

特定非営利活動法人非営利組織評価センター会長、特定非営利活動法人非営利組織評価センター評議員に定期的に事業の進捗報告を行い助言をいただく。氏に理事会に参加頂き研修と意見交換会を開催します。監事の山田尚武弁護士に定期的に報告をして助言をいただく。理事の池本修吾をコンプライアンス担当理事とする。関係者ががコンプライアンス違反を発見した場合、安心して通報できる窓口を設置します。

(4)コンソーシアム利用有無

なし

272/300字

200/200字

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31		
資金分配団体	事業名	ダイバーシティと働くの推進事業		
	団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会		

	助成金
事業費	150,504,000
実行団体への助成	128,000,000
管理的経費	22,504,000
プログラムオフィサー関連経費	27,965,440
評価関連経費	13,858,600
資金分配団体用	7,458,600
実行団体用	6,400,000
合計	192,328,040

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	20,962,000	43,114,000	43,114,000	43,314,000	150,504,000
実行団体への助成	17,000,000	37,000,000	37,000,000	37,000,000	128,000,000
－					
管理的経費	3,962,000	6,114,000	6,114,000	6,314,000	22,504,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,977,920	7,995,840	7,995,840	7,995,840	27,965,440
プログラム・オフィサー人件費等	2,497,920	4,995,840	4,995,840	4,995,840	17,485,440
その他経費	1,480,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	10,480,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	1,791,600	4,062,500	4,012,000	3,992,500	13,858,600
資金分配団体用	941,600	2,212,500	2,162,000	2,142,500	7,458,600
実行団体用	850,000	1,850,000	1,850,000	1,850,000	6,400,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	26,731,520	55,172,340	55,121,840	55,302,340	192,328,040

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	3,000,000	98.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会		
郵便番号	143-0016		
都道府県	東京都		
市区町村	大田区大森北二丁目		
番地等	3 番 1 5 号下川ビル 4 階パシオンTOKYO内		
電話番号	03-3768-6000		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://iacevo.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2009/09/01		
法人格取得年月日	2009/12/28		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タジマセイイチ
	氏名	田島誠一
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウシロフサオ
	氏名	後房雄
	役職	代表理事

(3) 役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	0
団体会員 正会員〔団体数〕	
団体会員 其他会員〔団体数〕	
個人会員・ボランティア数	46
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	
個人正会員〔人〕	37
個人其他会員〔人〕	9

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数〔件〕	0
申請前年度の助成総額〔円〕	0
助成した事業の実績内容	2010年～2011年、内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援金交付 147社（交付額：263,000,000円） 2012年 復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 63社（交付額：157,500,000円） 2020年 休眠預金 新型コロナウイルス対応支援助成事業 12社（交付額25,500,000円） 2022年 休眠預金 通常枠 6社（交付額136,932,025円）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	ソーシャルファーム支援事業
団体名:	公益社団法人日本サードセクター経営者協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していませんか。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	15条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	16条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	15条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	16条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	14条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	19条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会運営規程	4条(1)	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規程	4条(2)	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	36条1項(定款) 5条(理事会運営規程)	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	36条3、4、5項(定款) 6条(理事会運営規程)	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	34条(定款) 16条(理事会運営規程)	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	39条(定款) 8条(理事会運営規程)	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	42条(定款) 13条(理事会運営規程)	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規程	8条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款、コンプライアンス規程	26条(定款) 4条(コンプライアンス規程)	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	27条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員の報酬等及び費用に関する規程	30条(定款) 3条、別表(役員の…)	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	5条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	6条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	25条(5)、51条(8)、53条(9)、54条(10)
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定。情報公開規程	8条(倫理規程) 情報公開規程全条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程、個人情報保護に関する基本方針・個人情報管理規程	9条(倫理規程) 個人情報保護…全条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	6条、7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	6条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	1条、4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款、事務局規程	56条 1条(事務局規程)
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	2条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	3条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	5条、6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	12条、13条、16条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	4条、6条、12条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	5条、7条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	15条、16条、17条、18条、19条、20条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	3条、10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	6条。21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	9条、11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	22条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章(16～19条)
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章(42～48条)